

(様式第2号)

平成30年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員(芦屋市立潮芦屋交流センター)
会議要旨

日 時	平成30年4月20日(金) 午後1時~午後3時30分
場 所	芦屋市役所東館3階 小会議室4, 5
出席者	委員長 豊田 孝二 副委員長 吉富 志津代 委員 藤川 千代 委員 倉本 宜史 委員 村松 紀子
市出席者	企画部主幹(施設政策担当課長) 島津 久夫 政策推進課係長 濱口 利幸 政策推進課職員 岡本 将太
事務局	企画部長 川原 智夏 広報国際交流課課長 田嶋 修 広報国際交流課課長補佐 中寫 健太 広報国際交流課職員 赤松 美緒
会議の公開	■非公開 □一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集内容、審査要領、及び選定基準(得点配分)等を特定の法人が早く知ること、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長挨拶
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選及び副委員長の指名
- (6) 会議の運営に関する説明等
- (7) 議事
 - ア 募集要項・業務仕様書に関する審議
 - イ 審査要領・選定基準に関する審議
- (8) 次回以降の委員会日程について

(9) 閉会

2 配布資料

- 資料1 会議次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 選定スケジュール
- 資料4 募集要項（案）
- 資料5 業務仕様書（案）
- 資料6 審査要領（案）
- 資料7 選定基準（案）
- 資料8 芦屋市立潮芦屋交流センター図面

3 審査経過

(1) 開会

(事務局：中寫) たゞ今から第1回芦屋市立潮芦屋交流センター指定管理者選定・評価委員会を開催させていただきます。

(2) 委嘱状交付

(事務局) 委嘱状を机上配布

(3) 部長挨拶

----- 部長挨拶 -----

(4) 出席者自己紹介

(事務局：中寫) 次に委員の皆様及び事務局職員の紹介を行います。なお、次回の委員会におきましては応募事業者との利害関係の有無により委員の交代の可能性がございます。

(各委員) 自己紹介

(事務局他) 自己紹介

(5) 委員長互選・副委員長の指名

(事務局：中寫) 次に芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条により、委員長は委員の互選によって定めることとなっており、また、副委員長は委員長が指名することになっております。まず、委員長につきましては、いかがいたしましょうか。

(倉本委員) 豊田委員にお願いするのは、いかがでしょうか。

----- 異議なしの声 -----

(事務局：中寫) それでは豊田委員、よろしく申し上げます。それでは豊田委員長より、副委員長の指名をお願いします。

(豊田委員長) 副委員長は、吉富委員にお願いしたいと思います。

(事務局：中寫) それではこの後の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

(6) 会議運営に関する説明等

(豊田委員長) では、本委員会の成立要件の確認をいたします。事務局から報告をお願いします。

(事務局：中畠) 本日は委員定数5名中、5名のご出席をいただいておりますので、過半数のご出席がございますので、本委員会は成立しております。

(豊田委員長) 次に、本委員会の公開、非公開についてお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局：中畠) 芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、芦屋市情報公開条例第19条により、非公開情報が含まれる事項の審議や公開することにより会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

本日の審議におきましては、公開することで、募集内容、審査要領、配点の記載がある選定基準を、特定の法人が早く知ることにより、有利となる可能性があり、また公平・公正な競争が損なわれる恐れがあるため、非公開とすべきと考えております。

(豊田委員長) 事務局から説明がありましたが、会議を非公開とすることにご異議はございますか。

----- 異議なし -----

(豊田委員長) それでは、会議を非公開に決定します。

次に、議事録の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局：中畠) 議事録の公開につきましては、非公開の会議であっても、発言者名を含め、非公開の趣旨を損なわない範囲で公開すべきとされているところですので、そのように取り扱いたいと考えております。

(豊田委員長) ただいま事務局から説明がありましたが、質問・意見はございますか。

----- 質問・意見は特になし -----

(豊田委員長) それでは、議事録の取扱いにつきましては、発言者名を含め、「非公開の趣旨を損なわない範囲で公開」とさせていただきたいと思っております。

(7) 議題

ア 募集要項・業務仕様書について

(豊田委員長) それでは、本日の議題の「募集要項・業務仕様書」について事務局から説明をお願いします。

(事務局：中畠) <募集要項・業務仕様書の説明>

(豊田委員長) 説明は終わりました。ご質問があればお願いします。

(豊田委員長) 何かございませんでしょうか。

(委員) 協議・検討

(倉本委員) やさしい日本語という言葉が何度か出てきたのですが、どの程度のやさしさを想定されているのか。事業者が読まれたときに、人によって解釈が違ってくると思いますので、市の立場からの業務の仕様書ということなので、例えば、小学何年生程度の漢字までは使ってくださいですか、中学生以上の漢字は使わないようにしてく

ださい、といった規定があったほうがお申込みしやすいのかなと思いました。

(吉富副委員長) 一般的には、やさしい日本語を出したときには、(日本語能力試験) N3くらいと理解されます。

(倉本委員) 理解できるのですね。

(豊田委員長) 姉妹都市交流事業のお話で、市とセンターとの役割が、どういう形なのか、これで読み取れるのか。本来は、芦屋市が姉妹都市なので、芦屋市ですべきものと、交流センターですべきものという区分けがあると思うのですが、工夫できる余地はありますか。

(藤川委員) この潮芦屋交流センターという公の施設で、国際交流事業をやることを前提に、指定管理に出すという中で、姉妹都市交流事業というのは、このセンターという場所と何か関係あるのかという話になったときに、どう説明しますか。

(姉妹都市交流事業を) このセンターの指定管理業務の範疇に含めて、これを公募に出している理由を問われたときに、所管課として説明できるようになってないといけません。市と、センターの指定管理業務を引き受ける指定管理者との役割分担を、一度整理していただいたほうが良いように思います。

(事務局：田嶋) この姉妹都市交流事業の経緯や経過の中で、これまで協会が担ってきた事業内容もありました。委員がおっしゃってくださったように、姉妹都市交流事業を入れること自体への違和感というのは、若干残しつつも、協会しかしていない事業そのままを指定管理業務に入れると、その他の事業者が手を挙げることが出来ないということになります。仕様書等では事業内容を細かく指示しないで表現をさせていただいております。

(豊田委員長) 関連して、評点のところで、姉妹都市交流事業で別項目の一つ作っていると思うのですが、それもけっこう目立つ気がします。

(吉富副委員長) 本当に、難しいですね。多くの国際交流協会と市や県が、元々是一緒に行ってきた姉妹都市交流事業を、切り離してきている時期になってきており、その切り分けがなかなか難しいというのが、全体的な課題という気がします。市がもしも姉妹都市交流事業を別にしなくても良いということならば、姉妹都市交流事業に力点を置いた評価にしなくても良いのかなという気はします。

自主事業というものの判断、どこで本来事業と切り分けて自主事業とするのかというのは、もし私たちが応募するとなると、この辺がなかなか分かりにくいかなという感じがします。

(事務局：田嶋) 指定管理として動いていただくのはもちろんのことなのですが、やはり外国人に対する支援というのは必要と考えています。外国人に対しての支援だけではなくて、外国人を支援するための日本人を支援していただくのも一つの自主事業としています。

(豊田委員長) 仕様書の「自主事業に関すること」で、指定管理者が、こういう計画で自主事業を行うと、事前に市から承認をもらうということになっているので、市としては、これは独自事業、もしくは、自主事業としての要否をその事業ごとに一連の判断をされるという理解で良いと思うのですが、どうですか。

(事務局：田嶋) はい、そうです。

(豊田委員長) 独自事業が、こちらに入り込むというのはないということですね。

(藤川委員) 募集要項に利用状況を書いている資料があるのですが、利用率等が決して高いとはいえないようになっていまして、そういった利用促進の観点や、施設の維持管理等に関して、現状で、課題に感じておられるようなことがあれば、今後、評価等する上での参考にさせていただければと思います。

(事務局：田嶋) 貸室については、一部稼働率が良くない部屋がありますので、その分の稼働率を上げる手立てというのは、行ってもらわなければいけないと考えています。

(村松委員) 仕様書の「指定管理者が行う事業等」で、「ニューズレター」を発送されているというのがありましたが、「外国籍住民」の方に発送しているということですか。外国人の方で、あまり英語読めない方も多いです。例えば、外国籍であれば送っているのか、英語を読める方のみを送っているのか、国籍を何か限定されているのか、とかいうことはありますか。

(事務局：中畠) 国籍は限定しておりません。別途、申込書がありまして、それを提出された方にお送りしています。

(村松委員) もし国籍で限定されて発送したりとか、利用を促すということであれば、そこからもれる市民が結構いると思います。

「外国人市民」と呼ぶのも、外国籍であったりとか、外国から来た人というように限定されてしまうので、外国にルーツがあり、外国に交流があるというような形で、もう少し広い範囲で、多文化共生の対象者を指定されたほうが良いのではないかと感じます。

事業の問題ですが、外国籍、外国人住民、外国にルーツのある市民が、自主的に行う事業に対して、支援するといった内容が入ったら良いと思います。

(豊田委員長) はい、ではご意見を踏まえて、また募集要項と仕様書を見直していただければと思います。修正文言等は、委員長に一任していただくということで、大丈夫ですね。

----- 賛同 -----

イ 審査要領・選定基準について

(豊田委員長) 続きまして、審査要領と選定基準の説明をお願いします。

(事務局：田嶋) <審査要領と選定基準の説明>

(豊田委員長) 何か、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

----- 特になし -----

(豊田委員長) 選定基準の4番の(4)（姉妹都市交流事業）は、そのまま、別項目で評価するという理解でよろしいですね。

(事務局：田嶋) はい、そのように思っています。

(委員) 協議・検討

(豊田委員長) 特になければ、今回の議題は、これで終了します。

(8) 次回以降の委員会日程について

- ・第2回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 平成30年7月4日（水曜日）
- ・第3回芦屋市指定管理者選定・評価委員会 平成30年7月26日（木曜日）

(9) 閉会

(豊田委員長) 2回目と3回目の日程が決まりました。今日、ご意見があったもので、修正については、委員長にご一任いただければと思います。

----- 委員一同了承 -----

(豊田委員長) これで、閉会したいと思います。ありがとうございました。

以 上